

改正案	現行
<p>第六章 雑則</p> <p>(届出事項)</p> <p>第九十条 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣等に届け出なければならない。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合</p> <p>十一 会社法第六十八条第一項の規定による株主総会の決議により同法第二十九条第十九号に規定するその取得条項付株式を取得する日を決しようとする場合</p> <p>十二 会社法第七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議により同項前段に規定するその全部取得条項付種類株式の全部を取得しようとする場合</p> <p>十三 会社法第九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとする場合</p> <p>十四 略</p>	<p>第六章 雑則</p> <p>(届出事項)</p> <p>第九十条 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣等に届け出なければならない。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十四 略</p>

十三 商工組合中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、主務大臣等の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している商工組合中央金庫及び連結子法人等（商工組合中央金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十四号及び第三十五号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

十四～十六 (略)

十六の二 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）

十七～三十三 (略)

三十四 専ら商工組合中央金庫の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が商工組合中央金庫以外の方から資本調達を行うとする場合

三十五 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

2～7 (略)

十三 商工組合中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、主務大臣等の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している商工組合中央金庫及び連結子法人等（商工組合中央金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

十四～十六 (略)

(新設)

十七～三十三 (略)

(新設)

(新設)

2～7 (略)